



「水と緑が息づくまち・さやま」
を目指して

狭山市緑の基本計画を策定

この計画は、21世紀の狭山市が緑豊かで市民が誇れるまちとなるための「緑の計画」です。そして、これを実行あるものとするために、「狭山市緑の基本計画」を策定し、市民・企業・行政が一体となって樹林地の保全、公園の整備、緑化を実行することにあります。

計画の基本理念

「緑と健康で豊かな文化都市」を目指す当市では、都市機能と自然が



調和した、潤いと安らぎのあるまちをつくるため、「緑豊かな人にやさしいまちづくり」を柱とする3つの理念のもとに計画をすすめます。

1 水と緑に恵まれた個性ある都市環境の創造

狭山市の特性である水と緑の豊かな自然環境を最大限に活かし、自然の生態系の保全と市民の快適な生活環境を維持することによって市民が誇りを持って生活できる環境を創出します。

2 緑とふれあいのあるライフスタイルの創造

市民にとって緑が身近なものになるための環境を創出し、日常的に緑を感じ、ふれあえる生活をつくり出します。

3 水と緑の輪をひろげるしくみづくり

市民・企業と行政がお互いに協力し合い、緑のまちづくりに取り組んでいけるようなくみづくりを行います。

計画の目標

この計画は、おおむね20年後の平成32年度を最終目標年度とするものですが、具体的な年次計画にそって計画を進めます。

● 緑を守ること

量的確保
都市公園の整備や地域制緑地の指定により、市域の約41パーセントに

● 緑を増やすこと

都市の緑化
公園などの公共施設をはじめ、住宅、工場、事業所などの民有地について、生け垣などによる緑化に努めます。



あたる2千ヘクタールの緑の確保に努めます。

*地域制緑地：緑の保護・保全のため、法や条例に基づいて一定の地域を指定するもの

計画の基本方針

緑の将来像をもとに、緑地の整備、保全、都市緑化などの基本方針を次のとおり定め推進します。

1 緑と水辺を生かした狭山らしさの形成

- ① まちの骨格や拠点となる緑と水辺を守ります
- ② 市民がふるさとを感じる緑と水辺を守ります
- ③ 文化を伝え、歴史的環境を高める緑を守ります
- ④ 自然と開発が調和するように緑と水辺を守ります

2 人と生き物にやさしい、豊かな緑の形成

- ① 野生動植物の保護と生育環境の復元を図ります
- ② 生き物が移動できる緑をつくり出します
- ③ 人々と自然のふれあいの場としての緑をつくり出します
- ④ 新しいまちづくりのなかで、豊かな緑を確保します
- ⑤ 災害時の避難場所、非難経路となる緑をつくり出します

3 まちを演出する多様な緑の形成

- ① 今ある緑と水辺を活用します
- ② まちの顔となる公共施設の緑化の充実を図ります
- ③ まちの骨格となる道路の緑化を推進します
- ④ まちなかにさまざまな花や緑を育成します
- ⑤ さまざまなふれあいを生む個性的な公園づくりを行います

4 緑の拠点づくりと、水と緑のネットワークの形成

- ① 市民の活動拠点となる緑と水辺をつくり出します
- ② 緑の拠点をつなげるネットワーク

◇ 凡 例

守り育てる緑	樹林	
	農地	
	水辺	
つくり育てる緑	商業地	
	住宅地	
	工業地	
	幹線道路	
拠点となる緑		



5 水と緑とふれあいを深める協力体制

- ① 緑を守り、育てる体制の充実を図ります
- ② 緑のPRの充実と緑化意識の高揚

を形成します

- ③ 緑づくり活動への支援を行います
- ④ 市民・企業・行政との役割分担を図り、協力していきます